

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和3年2月10日（諮問第102号）

答申日：令和3年5月21日（答申第83号）

事件名：戸籍謄本等の交付請求書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

戸籍謄本等の交付請求書（以下「本件保有個人情報」という。）につき、その一部を非開示とした決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年10月1日付け2豊市民第321-2号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和2年10月7日付け審査請求書及び令和3年4月20日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 審査請求人は、戸籍謄本等の交付について委任状を作成したことはない。委任状が無ければ戸籍謄本等が審査請求人以外の者に交付されることはないはずである。それにも関わらず、戸籍謄本等の交付請求書が豊橋市長に提出され、審査請求人の戸籍謄本等が審査請求人以外の者に交付されてい

る。したがって、誰が戸籍謄本等の交付を請求したかを明らかにするために、非開示部分をすべて開示してほしい。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年9月15日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第15条第1項の規定に基づき、本件保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が同年10月1日付け一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年10月7日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 本件保有個人情報について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部開示とした本件保有個人情報である。

#### 3 非開示とした部分について

- (1) 本件保有個人情報のうち、非開示とされた情報は、「請求対象者欄」に記載された請求対象者の氏名、「請求の任に当たっている者欄」、「請求を必要とする事務の内容欄」、「根拠法令欄」、「戸籍の記載事項の利用の目的欄」及び「請求機関の所在地欄」に記載された情報、並びに「連絡先」、「電話番号」、「文書番号」及び「請求機関の名称及び印影」である。
- (2) 「請求対象者欄」に記載された請求対象者の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。
- (3) 「請求の任に当たっている者欄」、「請求を必要とする事務の内容欄」、「根拠法令欄」、「戸籍の記載事項の利用の目的欄」及び「請求機関の所在地欄」

に記載された情報、並びに「連絡先」、「電話番号」、「文書番号」及び「請求機関の名称及び印影」は、請求機関やその事業を特定することができる情報が記載されていることから、これらの情報は、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当する。

(4) したがって、条例第16条第1項第2号及び第8号アに規定する非開示情報に該当するため、一部開示の原処分とした。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記3における処分庁の本件保有個人情報の非開示事由の該当性判断には不合理な点はない。

また、審査請求人は、委任状を作成していないにも関わらず、自己の戸籍謄本等に関する交付請求書が提出され、第三者に対して自己の戸籍謄本等が交付されたことを審査請求の理由として主張する。しかし、このことは、条例が規定する非開示事由とは関係が無い。

#### 5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年 2月10日 諮問書の受付

② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受

③ 令和3年 4月20日 口頭意見陳述の実施

④ 同日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、課税行政庁が、税に関する調査のために、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項又は同法第12条の2に基づき、豊橋市長に提出した戸籍謄本等の交付請求書である。

審査請求人は、原処分を取り消しを求めており、処分庁は本件保有個人情報の一部が条例第16条第2号及び第8号アに該当するとして非開示とした原処分を妥当であると主張していることから、本件保有個人情報の見分結果に基づき、非開示情報該当性について検討する。

### 2 非開示情報該当性について

- (1) 条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについて非開示とするものとしている。
- (2) 本件保有個人情報のうち、「請求対象者欄」に記載された請求対象者の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することで、開示請求者以外の者が誰であるかが明らかになるから、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。
- (3) 「請求の任に当たっている者欄」、「請求を必要とする事務の内容欄」、「根拠法令欄」、「戸籍の記載事項の利用の目的欄」及び「請求機関の所在地欄」に記載された情報、並びに「連絡先」、「電話番号」、「文書番号」及び「請求機関の名称及び印影」は、どの課税行政庁が、審査請求人の戸籍謄本等の交

付請求を行ったかに関する情報である。

- (4) 税に関する調査について、課税行政庁が、どのような場合に、どのような調査を行うかについて、法令には具体的に定められていない。また、調査の具体的な手法は、通常公にされない。これは、国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条や地方税法（昭和25年法律第226号）第22条が税に関する調査に従事する者に重い守秘義務を課すことから明らかなように、税に関する調査には高い密行性が求められるからである。もし、これらの情報が開示された場合、密行性が要求される税に関する調査の手法が明らかになり、課税行政庁の方針や着眼点を予測し、課税処分や滞納処分等に関して不正を行おうとする者が現れることを懸念した課税行政庁が、調査の手法を変更することを余儀なくされるなど、課税行政庁の適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (5) また、税に関する事務は、通常同種の事務が反復継続して行われるから、手法を明らかにすることで、当該事務が終了した後であっても将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (6) したがって、これらの情報は、課税行政庁が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。
- (7) なお、審査請求人は、委任状を作成していないにも関わらず、自己の戸籍謄本等の交付請求書が提出され、第三者に対して自己の戸籍謄本等が交付されたことを審査請求の理由として主張する。しかし、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2が定めるように、委任状が無くても、本人以外の第三者が戸籍謄本等の交付請求を行うことが法律上認められる場合もある上に、そもそも、委任状の有無は、条例上の非開示事由に該当するか否かとは関係が無い。したがって審査請求人の主張には理由がない。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報につき、非開示とした部分は、条例第16条第2号及び第8号柱書に該当するから、これを非開示とした決定については、妥当であると判断した。

なお、処分庁は、原処分に当たり、条例第16条第8号アを非開示の理由として説明するが、上記のとおり、条例第16条第8号柱書に該当するものとして非開示とするのが相当である。

(全体会)

委員 河邊伸泰 委員 菅生剛弘 委員 赤本優